

令和3年度「自転車ルール・マナー検定」問題&解説

	問 題	正 解	解 説
1	横断歩道は歩行者のための場所なので、歩行者の邪魔となる場合は、自転車に乗ったまま進行してはならない。	○	歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を進行してはいけません。 (交通の方法に関する教則第3章第2節1(5))
2	道路交通法上、自転車は歩行者の仲間なので、車両通行止めの標識(図1)があるところでは、自動車は通行できないが、自転車は乗ったまま通行できる。 【図1】 	×	図1は、車両通行止めの標識であり、この標識のある先の道路は、車両の通行が禁止されていることを表しています。自転車も車両であり、通行することはできません。しかし、自転車から降りて、自転車を押して歩く場合は、歩行者とみなされるので、通行できます。 (道路交通法第8条、第2条第1項第8号・第11号)
3	普通自転車の歩道通行可の標識(図2)や標示(図3)がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満、70歳以上の人、又は、からだの不自由な人であるときは通行することができる。 【図2】  【図3】 	○	普通自転車の歩道通行可の標識がない歩道でも、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、からだの不自由な人、道路工事や駐車車両などのため、車道の左側部分を通行することが難しい場合、交通量が多く、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合は、歩道を通行することができます。 (道路交通法第63条の4第1項)
4	普通自転車の歩道通行可の標識(図2)がある歩道を走る場合は、歩道の車道寄りを通行しなければならない。	○	歩道を通行するときは、普通自転車が通行すべき部分として指定された部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければなりません。 (道路交通法第63条の4第2項)
5	自転車のライトは自分の進行方向を照らすのみではなく、他の人に自転車が走っていることを知らせる効果もあり、夜間は必ずライトを点灯しなければならない。	○	自転車は、夜間や昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。 (道路交通法第52条、道路交通法施行令第19条) 問題文の通り、自転車のライトは、自分の進行方向を照らすとともに、他の人に自転車が走っていることを知らせる意義もあります。
6	自転車が歩道を通行できる場合で、歩行者とぶつかるおそれがある時は、ゆっくり走るか、ベルを鳴らしてよけてもらうといい。	×	歩道では、歩行者優先であり、歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止するか、自転車を降りて、押して歩かなければなりません。 自転車のベルなどの警音器は、危険防止上やむを得ない場合を除き、標識によって指定された場所や区間以外では警音器を鳴らしてはいけません。 (道路交通法第63条の4第2項、第54条第2項)
7	前を走る乗用車を邪魔してやろうと思いつ、自転車のベルをしつこく鳴らして、車間をつめて追いまわす行為は妨害運転違反になる。	○	自転車も車両なので、ベルを不用意に鳴らしたり、前の車と安全な車間距離を保たなければ違反になり、処罰の対象になります。また、令和2年6月30日に妨害運転(いわゆる「あおり運転」)に関する罰則が創設されたことにより、他の車両を妨害する目的で、これらの行為をして道路における交通の危険を生じさせた場合は3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。(道路交通法第26条、第54条第2項、第117条の2の2第11号)
8	「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機の青色灯火が点滅している場合、横断歩道を進行しようとする自転車は、他の車両等に注意すれば横断を始めてよい。	×	「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機の青色灯火が点滅しているときは、横断を始めてはいけません。ただし、点滅に変わったとき、停止位置に近接していて安全に停止することができないときはそのまま進行できます。 (道路交通法施行令第2条第4項)
9	他の車や歩行者に邪魔にならないように注意しながら、友達の自転車と並走して自転車を走らせた。	×	自転車などの軽車両は、他の軽車両と並進してはいけません。(道路交通法第19条)

10	自転車の二人乗りは原則禁止されているが、罰則は定められていない。	×	道路交通法で二人乗りは禁止されており、違反すると、二万円以下の罰金又は料料が科せられます。ただし、タンデム自転車（二人乗り用）や16歳以上の運転者が幼児一人を幼児用座席に乗車させている場合等は例外となります。 (道路交通法第57条第2項、第121条第1項第7号、石川県道路交通法施行細則第10条の2第1項)
11	携帯電話を使用しながら自転車を運転してはならないが、メールの確認など、通話ではなく画面を見るだけなら違反にはならない。	×	携帯電話・スマートフォン等を手で保持して通話や操作をしながら、または、画面を注視しながらの運転は違反です。 (石川県道路交通法施行細則第12条第1項第11号)
12	一時停止の標識（図4）がある交差点では、自動車は一時停止しなければならないが、自転車は安全確認をしっかり行えば徐行でよい。 	×	止まれの標識がある交差点では、自転車であっても一時停止しなければなりません。 (道路交通法第43条)
13	両手でしっかりとハンドルを握って安全運転に心掛けていれば、イヤホンやヘッドホンを両耳に着けて、大音量で音楽等を聞きながら運転してもよい。	×	イヤホンやヘッドホン等を使用して、緊急自動車のサイレンや自動車の警音器の音、警察官等の指示の声等、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で運転してはいけません。 (道路交通法第71条第6号 石川県道路交通法施行細則第12条第1項第12号)
14	歩行者専用道路の標識（図5）がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。 	×	歩行者専用道路の標識がある道路は、歩行者だけの通行のための道路であり自転車は通行できません。 (道路交通法第8条第1項)
15	自転車で車道の左端に沿って通行中、進路前方の横断歩道を歩行者が横断しようとしていたが、自転車が優先なので一時停止する必要はない。	×	自転車が車道を通行中に横断歩道に近づいたときは、横断する歩行者がいないことが明らかな場合を除いて、横断歩道の直前（停止線がある場合はその手前）で停止できるように速度を落として進み、歩行者が横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。 (道路交通法第38条第1項)
16	自転車を運転していて歩行者とぶつかる事故を起こした場合は、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど、自分で処理することができれば、交通事故の状況等を警察に通報しなくてもよい。	×	交通事故があったときは、最寄りの警察署等の警察官に、交通事故が発生した日時、場所等について報告する必要があります。 (道路交通法第72条第1項)
17	自転車で交差点を進行中、救急車がサイレンを鳴らして近づいてきた場合は、直ちにその場で止まり、救急車が通りすぎるのを待てばよい。	×	交差点やその付近で救急車等の緊急自動車が接近したときは、交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しなければなりません。 (道路交通法第40条)
18	年齢14歳以上の者が、自転車を運転していて一時停不停止や信号無視等の違反行為を行い、3年内に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならない。	○	自転車運転者講習制度は平成27年6月1日から実施し、14歳以上が対象となります。信号無視、通行区分違反（右側通行など）、一時停止違反、歩道通行時の通行方法違反、ブレーキのない自転車の運転、安全運転義務違反等で3年内に2回以上検挙された場合は、自転車運転者講習を受講しなければなりません。（道路交通法第108条の2第1項第14号、第108条の3の4）
19	自転車の前輪ブレーキが故障して効かなくなつたが、後輪ブレーキが効くので、注意して運転すれば違反にならない。	×	ブレーキは前輪と後輪の両方に備えていなければなりません。 (道路交通法第63条の9、 道路交通法施行規則第9条の3)
20	自転車に付いている「TSマーク」（図6）とは、自転車安全整備士により点検・整備された自転車で、傷害・賠償責任保険が付いていることを証明するものである。 	○	「TSマーク」は、道路交通法施行規則に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した安全な普通自転車であることを示すものです。傷害及び賠償責任保険が付加されており、補償期間は1年間です。 保険の加入…自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、傷害・賠償責任保険に加入するようにしましょう。